

○龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱

平成27年2月12日

告示第9号

改正 平成27年11月20日告示第116号

平成30年3月22日告示第82号

平成30年8月17日告示第150号

令和2年2月26日告示第20号

令和3年3月29日告示第65号

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の定住人口の増加及び若者・子育て世代の定住化を促進し、活力に満ちた元気なまちづくりを推進するため、若者・子育て世代が自ら居住する住宅を市内に取得した場合において、予算の範囲内において交付する補助金に関し、龍ヶ崎市補助金等交付規則(平成15年龍ヶ崎市規則第17号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 玄関、台所、トイレ及び浴室を備え、居住の用に供する部分の延べ床面積が60平方メートル以上のものをいう。
- (2) 年度 市の会計年度をいう。
- (3) 中古住宅 購入以前に他の者が所有権登記した住宅又は建築後使用されたことのある住宅をいう。
- (4) 18歳未満の子 補助申請年度の4月1日現在で18歳未満である子(同日後、交付申請前に出生した子を含む。)をいう。

(補助対象住宅)

第3条 補助金の交付対象となる住宅(以下「補助対象住宅」という。)は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)自らが居住している住宅(仕事等の理由により、申請者が単身で別居しているものを除く。)であること。
- (2) 申請者及びその配偶者が市内において、建築し、又は購入し、か

つ、所有権の保存又は移転の登記をした住宅であること。

(3) 第7条に規定する補助金の交付申請を行う年度（以下「補助申請年度」という。）の前年度の1月1日から補助申請年度の12月31日までに新築し、又は購入した住宅であること。

(4) 中古住宅の場合にあっては、昭和56年6月1日以後の建築基準法（昭和25年法律第201号）の規定に基づく耐震基準で建築した住宅であること。

（補助対象者）

第4条 この補助金の交付を受けることができる者は、補助対象住宅を取得した者で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 申請者及びその配偶者の双方若しくはいずれか（以下「申請者等」という。）が補助申請年度の4月1日現在で40歳未満であること又は申請者が属する世帯に18歳未満の子（申請者等の子に限る。以下同じ。）がいること。

(2) 申請者が当該住宅に係る金銭消費貸借契約（返済期間が10年以上のものに限る。）を金融機関と締結していること。

(3) 申請者及びその世帯に属する者が、補助金の交付申請時において、市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料及び下水道使用料を滞納していないこと。

(4) 申請者及びその世帯に属する者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 過去にこの要綱の規定に基づく補助金の交付を受けた者でないこと。

（補助金の額）

第5条 補助金の額は、10万円とする。ただし、申請者等が補助対象住宅を取得した日から第7条に規定する補助金を申請した日までに龍ヶ崎市内で商品の購入及び役務の提供の対価として支払った額（以下「加算額」という。）を加算するものとし、当該加算額は5万円を限度とする。

（加算額の対象とならない商品及び役務の提供）

第6条 次の各号に掲げる商品及び役務の提供については、加算額の対

象としない。

- (1) 不動産及び金融商品
- (2) 商品券，プリペイドカード等換金性の高いもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業において提供される役務
- (4) 国税，地方税，使用料等の公租公課
- (5) 前号に掲げるもののほか，市長が適当でないと認めるもの
（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は，龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて，当該年度の2月末日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の謄本の写し（続柄が記載されたものに限る。）
- (2) 補助対象住宅の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。）
- (3) 金融機関との金銭消費貸借契約書の写し
- (4) 対象経費内訳一覧（様式第2号）
- (5) 居住用面積が確認できる書類の写し（併用住宅の場合に限る。）
- (6) その他市長が必要と認める書類
（交付の決定及び通知）

第8条 市長は，前条に規定する申請があったときは，速やかにこれを調査し，及び審査し，補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 市長は，前項の規定により補助金の交付を決定したときは，龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

3 市長は，第1項の規定により補助金を交付しないことを決定したときは，龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金不交付決定通知書（様式第4号）により，交付しない理由を付して申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第9条 前条第2項の規定により補助金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は，補助金の交付を受けようとするときは，龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付請求書（様式第5号）を

市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の請求を受けたときは、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第10条 市長は、交付決定者が虚偽又は不正な申請により補助金の交付決定を受けたときは、当該補助金の交付決定を取り消すことができる。

- 2 前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定に基づき補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付決定者に当該補助金の返還を命ずるものとする。

- 2 前項の規定により補助金の返還を命じられた交付決定者は、直ちに当該補助金を返還しなければならない。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成27年4月1日から施行する。

(失効)

- 2 この告示は、平成34年3月31日限り、その効力を失う。

(失効後の経過措置)

- 3 この告示の失効の日以前に補助金の交付決定を受けた者に対するこの告示の規定は、同日後もなおその効力を有する。

付 則(平成27年11月20日告示第116号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(平成30年3月22日告示第82号)

この告示は、平成30年4月1日から施行する。

付 則(平成30年8月17日告示第150号)

この告示は、公布の日から施行する。

付 則(令和2年2月26日告示第20号)

この告示は、令和2年4月1日から施行し、改正後の龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。

付 則（令和3年3月29日告示第65号）

この告示は、令和3年4月1日から施行し、改正後の龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。

付 則（令和4年3月29日告示第52号）

この告示は、令和4年4月1日から施行し、改正後の龍ヶ崎市若者・子育て世代住宅取得補助金交付要綱の規定は、同日以後に行う申請について適用する。